

広島県告示第百六十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって定められた次の放置等を禁止する区域及び物件の指定を廃止する。

令和七年二月二十日

忠海港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

令和四年広島県告示第六十四号で指定した放置等を禁止する区域及び物件

一 地方港湾忠海港放置等禁止区域

忠海港地区

1 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市忠海町の国土地理院四等三角点「貧乏山」（北緯三四度二〇分四九秒

三四九一、東経一三二度五九分一八秒一四九八、標高二五九・三七メートル）

基点一 基準点から一六八度四五分一八秒の方向一、四三九・一四メートルの点

基点二 基点一から一五七度二七分〇九秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から五四度四九分一九秒の方向三〇八・四五メートルの点

基点四 基点三から一一三度四二分一五秒の方向六三九・九二メートルの点

基点五 基点四から九〇度一八分五五秒の方向一一六・八三メートルの点

基点六 基点五から四七度三七分二三秒の方向一〇七・九一メートルの点

二 地方港湾忠海港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物

三 指定を廃止する年月日

令和七年三月二十一日